

総務省組織令の一部を改正する政令について

平成 27 年 4 月
総 務 省

1 改正趣旨

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）の成立により、新たな年金記録の訂正手続が整備されたことから、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会を廃止するため、総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

（1）行政評価局及び同局行政相談課の所掌事務の特例規定の削除（附則第 3 条及び第 8 条関係）

当分の間、行政評価局及び同局行政相談課がつかさどることとされている年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務を削る。

（2）年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会の設置規定の削除（附則第 22 条及び第 23 条関係）

当分の間、本省に置くこととされている年金記録確認中央第三者委員会並びに管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局に置くこととされている年金記録確認地方第三者委員会を廃止する。

（3）その他

- ① 「削除」とされている規定及び枝番の解消並びに既に期間が終了した所掌事務の特例の削除を行い、附則を整理する。
- ② 年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年政令第 186 号）を廃止するとともに、委員の任期に関する所要の経過措置を置く。

3 施行期日

施行日：平成 27 年 7 月 1 日（水）